

中野区教育委員会会議録

令和5年第13回定例会

令和5年4月14日

中野区教育委員会

令和5年第13回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年4月14日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時07分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 濱口 求

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長
渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 佐藤 貴之

資産管理活用課長 瀬谷 泰祐

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

3人

○議事日程

1 議決事件

(1) 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定

2 協議事項

(1) 令和6年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について（指導室）

3 報告事項

(1) 事務局報告

①陳情書の受理について（子ども・教育政策課）

②令和5年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和4年度分）の実施について（子ども・教育政策課）

③施設使用料の見直しの考え方について（資産管理活用課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 13 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りをいたします。

本日の議決事件、「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」は、非公開での審議を予定しております。したがって、日程の順序を変更し、議決事件「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の決定」は日程の最後に行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件を日程の最後に行うことといたします。

それでは、日程に入ります。

<協議事項>

入野教育長

協議事項に入ります。

協議事項、「令和 6 年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について」を協議いたします。

事務局から、ご説明をお願いします。

指導室長

それでは、「令和 6 年度使用中野区立小学校教科用図書の採択基準等について」ご説明をさせていただきます。

採択の基準でございます。以下、教科用図書のことを教科書と呼ばさせていただきます。

1 点目は、「学習意欲が喚起される教科書」、2 点目は「生きて働く知識・技能の習得と未知の状況にも対応できる、思考力・判断力・表現力等の育成に応えられ、児童自らがよりよい生き方を考えられる教科書」、3 点目は「中野区の児童にとって学びやすく、教師に

とって扱いやすい教科書」としております。

2点目の「調査・研究の項目」ですが、こちらは別紙の1をごらんください。項目として5点挙げております。1点目は「内容等」、2点目は「構成分量」、3点目が「表記表現」、4点目が「使用上の便宜」、5点目が「特記すべき事項」といたしまして、地域性への配慮や準拠するデジタル教材の使いやすさなどとしてございます。

3点目です。「意見聴取の方法」ですが、まず1点目学校からの意見でございますが、別紙2をごらんいただけますでしょうか。こちらのほうに、先ほど説明しました調査項目ごとに少し詳しく内容のほうも観点といたしまして、示してございます。学校の先生方から、それぞれ項目ごとに意見をいただいて集約をしてみたいと思います。

次に児童からの意見聴取ですが、こちらは別紙の3-1から3-3をごらんいただけますでしょうか。区内5校を選定いたしまして、2年生から6年生までを対象に、それぞれ異なる学年の一つの学級で実施をする予定でございます。まず3-1をごらんいただけますでしょうか。こちらは「低学年向け」と書かせていただきましたが、主に2年生を対象に、教員のほうで聞き取りを行って、ここに書いてある項目で、子どもたちの意見を集約していただきます。3-2のほうは「高学年向け」と書いてございますが、3年生から6年生までを対象に、こちらの用紙を配布して子どもたち1人1人から意見をもらえたらと考えています。3年生からこちらを使うという理由の一つといたしましては、小学校3年生から社会科、そして理科という授業が始まりますので、こちらのほうで意見を集めたいと思っています。そして、3-3で各学校の意見を集約していくというような流れで行いたいと思っています。

また、区民からの意見でございますが、こちらは別紙4をごらんいただけますでしょうか。こちら教科書展示会の中で意見をいただきたいと考えています。項目としてはここにお示しをさせていただきました教科書をお読みになってのご意見、ご感想をご記入いただくこと。それから2点目といたしましては、中野区の子どもたちにとってどのような教科書がよいか。そして3点目としては、その他ということで意見を集約したいと考えています。

この教科書展示会でございますが、新しくできました教育センターのほうで、6月5日から6月14日までを特別展示、6月15日から6月28日までを法定展示ということで教科書を展示していきます。また、その他の会場といたしましては、南部すこやか福祉センターで6月20日から6月26日まで、教育センター分室のほうで6月27日から7月2日まで、

鷺宮区民活動センターで7月3日から7月9日までということで、教育センター以外でも3カ所の展示場所で教科書のほうを展示して、多くの区民の方からご意見をいただきたいと考えています。

また、今年度から時間のほうも朝9時から夜8時までということで、少し夜の時間を伸ばして、仕事帰りの区民の方々にもぜひ来ていただいて、より多くの方々からご意見を集めたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。新しい学習指導要領になってしばらくたちまして、新しい学びというか、それぞれが自分の興味を友達と話し合いながら探求していくというような学習スタイルが、学校の中で定着し始めているのではないかなと思いますので、今回子どもたちに聞いてくださる質問項目にも、友達と話し合うときに使えるとか、自分の興味が喚起されるとか、そういったことを入れていただいて、アップデートしていただけて、とてもよかったと思います。

1点思ったのですが、文章による説明というところの次に絵や写真があったほうがわかりやすくはないかなと思ったのですが、何か意図があればこのままでもいいのですが、文章と絵というのは対になるので、順番を変えたらいいのではないかという、子ども思考の流れに沿うのではないかと思ったということが一つです。

あともう一つ、今申し上げたような観点から考えますと、別紙の1のほうですけれど、こちらのほう、「特記すべき事項」のところには地域性への配慮、準拠するデジタル教材の使いやすさ等と入れてくださったのですが、これ大変重要なことだと思いますし、新しい学びということを大人側ももちろん考えないといけないので、もし可能であれば特記すべき事項を、特記すべきではなくて、地域性とか、項目を増やすのもいいと思いますし、あるいはそれができないようであれば、特記すべきのところの中に、新しい学習指導要領の個別具体的で、深い思考をもたらすような、対話的で深い思考というあたりに対応しているかどうかということが書けるような、というか必ずそこも見えていただけるような、米印のところの注記とか、何か工夫をしていただけるとさらによいのではないかと思います。

以上です。

指導室長

ご意見ありがとうございます。子どもたちへのこの質問項目の順番のほうは変更をしていきたいと考えております。また、別紙1のほうの「特記すべき事項」のところも、もう少し項目を細かく、分量とかにもよるとは思いますけれども、こちらのほうも再度検討して、修正できるようであれば、必ず修正していきたいと思っております。

ご意見ありがとうございます。

岡本委員

児童の聞き取りアンケートで私も、1と2、面白い項目を考えていただけたと思いました。

1点お伺いしたいのですが、④の「動画を見て、自分で勉強が進められるもの」。この「動画」というのは、例えば教科書にQRコードが載っていて、それを自分で、タブレット端末で読み込んで、飛んで見られる動画みたいなことをイメージされているのでしょうか。

指導室長

今、ご発言いただきましたとおり、今年度採択候補となる教科書にも全てQRコードが入っているということですので、中野区も小学校1年生から全員にiPadを配布しておりますので、ぜひ積極的に授業の中でも活用していきたいと考えております。子どもたちもそういう動画を見ながら、自分の思考をより深めるですとか、広げるといったような活動に、教科書のほうをうまく活用してほしいなと考えておりますので、この項目を起こしたものでございます。

入野教育長

ちょっと説明を入れたほうがいいのかもかもしれませんよね。

伊藤委員

今、岡本委員のご発言で私も気づいたのですが、これ動画がわかりやすいということと、自分で勉強が進められるという、もしかしたら二つの内容が入っているかもしれないので、自分で勉強を進められるものという項目と、例えば教科書から動画が見やすくなっているものとか、見る動画がわかりやすいものとか、教科書から紹介された動画がわかりやすいものとか、そのように分けるのも手かなと思われました。

指導室長

ご意見ありがとうございます。実施する際は、担任のほうからも、もう少し補足説明をし

ながら子どもたちのほうにこちらを配付し、意見を集めていただくという流れにしていきたいと思いますので、ぜひそのあたりは少し補足を加えた上での意見聴取ということで行いたいと思います。

伊藤委員からいただきましたご意見、わかりやすさと勉強を進められるというのは、中身としては異なる部分もあると思いますので、このあたりも再度検討させていただきたいと思います。

平本委員

ご説明ありがとうございました。児童からの意見の聴取のところで質問と意見なのですが、今、補足説明等をしていただくということでしたが、お子さんによっては文章だけだとイメージがしにくいという方が結構いらっしゃるかなと思っていて、視覚的な情報があったほうが、例えばこういうのがあると話し合うときに使えるよねとか、QRコードも動画を見るというのは、こういうQRコードがあってこうだよという形で、文章プラス何か視覚情報があるとよいのかなと、まず1点思っております。

それとの兼ね合いで進め方としては、何か実際に教科書のようなものを見るのではなくて、この意見書というか、書類だけで基本的には意見聴取をするのか、それ以外に何か補足の情報の文書とか、視覚的な資料とかそういったものが配られるのかというところを教えてくださいたいと思います。

指導室長

子どもたちから意見を集める際は、基本的にはこの用紙となります。教科書につきましては、新しい教科書自体を子どもたちが見るわけではないので、これまで小学校で学んできた教科書をもとにして、こちらの意見を出していただくという形になりますので、あくまでも現行の教科書がベースとなって、その上でこういった意見をいただくような形となります。

村杉委員

ご説明ありがとうございました。採択するのに当たって、児童にとって学びやすく、教師にとって扱いやすい教科書というのはもちろんですが、保護者の方のご意見というのほどのように反映されてくるのでしょうか。

指導室長

教科書の法定展示等で、ぜひご意見いただければと思っておりますので、教科書展示をやっているということを区報ですとか、学校のほうからもぜひ保護者のほうにはしっかりと周

知をしていただきたいなと考えていますので、より多くの保護者にもぜひ展示会のほうに来ていただいて、ご意見いただけたらと考えております。

伊藤委員

先ほどの質問のほうに戻るのですが、例えば平本委員のお考えも踏まえて考えると、低学年であれば、もしかしたら興味があるものということ自体がわかりにくいので、自分の好きなこととか、何かもう少し言葉を変えるとか、あとは友達と話し合うことが多いものというか、話し合うときに使えるものというのは確かにすごく難しいですよね。大人でもイメージができないので、友達との話し合いのワークみたいなものが多いとか、子どもたちが現場でわかるような言葉を使うとか、あと、文章による説明がたくさんではなくて、「詳しい」とか「わかりやすい」のほうがいいのかなと思いました。そういったことも踏まえて、実際に実施される先生が説明はしてくださるとはいえ、突然だと難しいかもしれないので、ちょっとお考えいただいて、それを踏まえて、高学年向きのもものも見直していただけるとさらに効果の高まる質問紙になっていくのかなと。効果と申しますのは、子どもたちの気持ちがいちばんと酌み取れるものになっていくのかなと思いました。

以上です。

指導室長

ご意見ありがとうございます。この「興味があるもの」というところの文言は大分悩みました。実際に担任の先生方からは、教科書を手にとったときに子どもたちがわくわくするだとか、やってみたいなと思うような教科書かどうかというようなところを、併せてお話をさせていただいた上で、ぜひ、聞き取りをしていきたいなと思っています。

また、この話し合いというのも、普段の授業の中で、いろいろな授業の形態で今できるようになっていますので、ぜひそのあたりは、もう少し先生方のほうから補足の説明をもらった上で、丁寧に子どもたちから聞き取りをしてもらえたらとは思っているところです。

それからもう1点。先ほどの保護者のご意見というところを村杉委員からご質問いただきました。保護者につきましては、調査選定委員の中にも保護者の代表の方に入ってくださいと予定しておりますので、そちらでも保護者の方からはご意見をいただく予定しております。

入野教育長

ほかご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言を受けまして修正をしてみたいと思います。次回、議決事件として

取り扱いたいと思いますので、そのときまたご意見いただければと思います。

以上で、本協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について事務局から報告する事項は特にございませんけれども、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

村杉委員

昨日、学校医として学校の健診をしてまいりました。昨年、一昨年は健診の目の前にマスクで子どもたちが来て、マスクを下にずらしてということで、喉を見ながら、その後健診しておりましたが、今年はみんなマスクを外した状態で、以前の健診と同様に来ていましたので、顔色ですとか、顔にできている湿疹のことですとか、そういうのはやはりとてもわかりやすく、よく見られるような状況でした。

私の行っている小学校では、入学してから、健診以外の小学校の生活の中で、大体3割くらいがマスクを外している状況なのだそうです。先生方は、ほぼつけているということでした。体育はもちろん全員外しているということでしたが、外すことによって、いろいろ問題、何か子どもたち同士のそういう問題が起こっていないですかというようなお話もちょっと聞きましたが、それは今のところはないそうです。これからのことかもしれませんが。

あとは、感染症に関してはリンゴ病が1人出ていますとか、おたふくが1人いますとか、胃腸炎がはやっていますとかいうことでしたが、今のところは新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも落ち着いていまして、そういう状況になってきますと、ほかの感染症が増えてきますので、何となく以前の状況に感染症も少し戻りつつあるのかなというような印象を受けました。

以上です。

入野教育長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

ご発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目。「陳情書の受理について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは「陳情書の受理について」報告をいたします。教育委員会宛ての陳情書を令和5年4月10日付で受理いたしましたので、ご報告いたします。

陳情書は2名の方の連名となっております。陳情の趣旨は「中野区文化財保護審議会は、公開する」そのことを求めるものでございます。陳情理由等の詳細につきましては資料をごらんいただければと存じます。

報告は以上でございます。

入野教育長

なお、本陳情の取扱いにつきましては今後教育委員会で協議をいたしまして、決定していきたいと考えております。よろしいでしょうか。

ただいまの報告につきまして、ご発言があればお願いをいたします。

それでは、今後先ほど申しましたとおりに今後協議をしていきたいと思っております。本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「令和5年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）の実施について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「令和5年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）の実施について」報告をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検評価を実施するものでございます。

1「実施目的」でございます。効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進してまいります。併せて中野区教育ビジョン（第3次）の点検・評価につきましても一体的に実施するものでございます。

具体的には資料記載のとおりでございますが、(1)中長期的な視点で点検及び評価を行うこと。(2)教育行政全般にかかる目標の体系に基づく課、施策及び事業の成果、効果性及び必要性について横断した視点で点検及び評価を行うこと。(3)数値等で表しにくい目標や成果についての点検及び評価を行うこと。(4)点検・評価結果を公表し、区民からの意見、提

案等を求めることにより、透明性のある教育行政を実現し、説明責任を果たしていくこと。
(5)点検・評価結果を目標設定並びに実施事業の見直し及び改善に活用することにより、マネジメントサイクル（計画－実施－確認（評価））を確立すること。以上5点を実施してまいります。

2「実施方法」でございます。中野区教育ビジョン（第3次）をもとにいたしました点検・評価票を作成いたしまして、実施をするものでございます。裏面をごらんください。

3「外部評価委員会の設置」でございます。教育に関し、学識経験を有する方を含む外部評価委員会を設置し意見を聴取してまいります。

4「重点項目」でございます。資料に記載の8項目といたします。「知」「徳」「体」このうち「体」につきましては、体力・運動意欲の向上に加えまして、健康の保持増進も併せて点検・評価することとしております。

また、新規の項目といたしまして、7番目の就学相談・発達段階に応じた支援体制の充実。また8番目の学校図書館の充実としております。

5「今後の予定」でございます。5月までに教育委員会事務局で評価を行いまして、6月から10月にかけて外部委員による評価、あるいは外部評価委員と教育委員会との意見交換会を経まして、12月に報告書としてまとめていく予定でございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。こちらの評価ということも大変重要なことだと思っております。例えば数値等であらわしにくい目標などについての点検も含まれてきましたし、マネジメントサイクルということも意識して、少しずつ前倒しで評価をしていただくなど、この評価の仕方そのものも毎年学校現場に成果が還元できるようなものになってきたように思っています。

ですので、それを踏まえてお願いなのですが、ぜひまた昨年の評価が今年の計画等に反映できているかどうか、より迅速に点検ということが、点検という言葉が堅いかも知れませんが、いろいろな振り返りで気づいた点が、翌年の教育に生かされているかというところ、ご無理のない範囲で意識していただくと、評価ということが形骸的なものではなくて、より実効的なものになるのかなと思いました。それが1点です。

もう1点は、重点項目ですけれども、重点項目、とてもたくさんあって、どれも大事なものである反面、重点が多いとどこが重点なのかがぼやけてしまうこともままございますので、そういった点でどう扱っていくか工夫が必要だなと感じました。そのことを踏まえてではありますが、いじめの対策及び不登校傾向ということになっていて、これ、今回一緒でもよいかとは思いますが、長期的なこととしましては、もしかしたらいじめの対策はいじめの対策としてしっかり考え、もう一つ不登校傾向のお子さんに関しては、学びの保障ということで、ICTを活用した学習指導も含めた、学習ということについて考えていくという、そういった方向性ももしかしたら必要かもしれませんし、発達段階に応じた支援体制と不登校傾向とが結びつくかもしれません。こういった区分けについても、また追々、今年でなくても、お考えいただきながら進めていただけると、より子どもたちの生活が充実していくのかなと思いました。

以上です。

村杉委員

一つお伺いしたいと思います。現在の外部評価委員の先生方に適切なご意見をいただいて、とてもありがたく思っておりますが、評価委員の先生方の任期というのは何年くらいでいらっしゃるのか教えていただければと思います。

子ども・教育政策課長

任期でございますけれども、委員を委嘱した年度の末日まで、年度末までということになります。再任を妨げないということになっております。

岡本委員

「実施目的」の(4)で「区民からの意見、提案等を求めることにより」とあるのですけれども、これまでに報告書をまとめられて、公表されて、それに対して区民からの意見や提案等はあったことはありますか。

子ども・教育政策課長

計画そのものであれば区民から意見があるのですけれども、評価そのものに対して、ホームページ等では公表しておりますけれども、区のほうにはまだ届いていないかと思っております。

入野教育長

議会には報告しますので、そういう面では議員さんからは、議会ではたくさんご指摘もいただいておりますけれども、多分恐らく個別のご意見が戻ってきているというケースは

今まで経験ございません。

ほかにごございますでしょうか。

伊藤委員

もう一つ。今、村杉委員が任期のことをおっしゃってくださったのですけれども、本当に評価委員の先生方それぞれ異なる専門性をお持ちで、大変熱心に取り組んでくださっていて、継続的に見ていただくということの意味がすごく大きいなと思っています。

ただ、その一方で新しく、今度、発達段階に応じた支援とか、図書館ということですか入ってきましたし、先ほどお話ししましたようないじめということと、あとは不登校ということ。そのことがこれまでとはちょっと違う捉え方をされながら、教育界で進んでいくということもございますので、それぞれ何かよりまた新しく必要な専門性をお持ちの先生に、緩やかに交代していただくことも、今後は長期的な計画の中で考えていけるといいのかなと思いました。

以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございました。私も重点項目、いずれも非常に重要だと思ったのですが、やはり多過ぎると、どこが重点なのかわからなくなるという問題もあるかと思いましたので、今後の希望としては、できれば評価結果を踏まえて、こういう評価であったので、次の重点項目はこうさせていただいたとか、評価を踏まえてこういう課題が見えてきたので、重点項目のここを増やしたとか、まとめたとかということを、わかりやすく区民の方にも説明できるような形で発信していただけると大変ありがたいなと思いましたし、評価の結果がきちんと生かされていて、また計画というサイクルが非常に伝わりやすくなるかなとも私も思いましたので、できればそういう形で発信していただけるといいなと思います。

よろしく願いいたします。

入野教育長

よろしいでしょうか。なければ本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「施設使用料の見直しの考え方について」です。本日は本件に関連しまして、資産管理活用課長の瀬谷課長にご出席をいただいております。それでは報告をお願いいたします。

資産管理活用課長

それでは、「施設使用料の見直しの考え方について」ご報告をいたします。資料のほうをごらんください。施設使用料は平成 19 年度に策定した施設使用料の見直しの考え方に基づいて、3 年ごとに改定を行っています。本来令和 3 年度が改定時期でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を勘案して改定時期を延期していたため、今回は令和 6 年度が改定時期に該当いたします。

受益者負担の適正化を図るため、令和 6 年度改定に合わせて、検討している見直しの考え方をご報告いたします。

まず、「現行方針の算出方法」について 1 のところの点線囲みをごらんください。現行料金に改定率を掛けて改定の使用料を出しています。改定率というのは、原価に性質別負担割合を掛けて、これを現行の使用料をもとにした総収入で割って算出しています。原価というのは、施設の運用にかかる経費でございます、人件費、維持管理費、減価償却費の決算値の合計となります。また、施設の性質別負担割合というのは、運用にかかる経費を公費と利用者で負担する割合でございます、施設の性質によって 2 ページ、上段の表のとおり定めているところです。なお、激変緩和措置といたしまして、引き上げ率の上限を、現行施設の使用料の 1.5 倍としています。ただし、100 円単位の使用料で、現行 100 円の場合は 2 倍を上限としているところです。

今回の改定に当たっては、受益者負担ですとか、税負担の適正化を図るとともに、利用しやすい料金設定による施設利用の向上、区民活動の活性化を目指しまして、見直しを図っていきたくと考えております。

現在考えている見直しの内容を 2 の「見直し案」に記載しております。(1)減価償却費の減額です。これまで減価償却費の全額を原価に算入してきましたが、施設整備には特定財源が充当されている施設も多数あるため、今回の見直しにおいては、半額のみ算入することを考えております。

(2)性質別負担割合の変更です。特定の区民の利便に供するもので、民間施設の選択の幅がほぼないもの、また他区施設より使用料が高めに設定されている施設について、現行 70%の利用者負担率を 50%に変更したいと考えております。変更する施設は記載のとおりです。

3 ページに進んでいただきまして、(3)即時改定の廃止です。3 年に一度の改定年度以外にも毎年算定を行いまして、使用料が現行よりも 1 割以上、下がる場合には、即時に改定を実施するという考えを持っておりました。こちらについては、過去に実績がないというこ

ともございまして、事務効率化の観点から即時改定を廃止したいと考えております。

(4)見直し改定期間の変更は、現行方針では、3年ごとに見直し改定を実施しておりますが、減価償却費の半額を原価に算入する場合、現行より原価の変動が小さくなるということもございまして、4年度ごとに変更したいと考えてございます。

(5)10円単位の施設使用料の取り扱いです。施設使用料の積算に当たっては、原則100円未満を四捨五入しておりますが、10円単位で定める施設使用料のみ10円未満を四捨五入としていました。こちらのほう、取り扱いが異なるということもございまして、100円単位で統一したいと考えてございます。

(6)スポーツ施設の半額措置の取り扱いです。令和6年6月30日で施設使用料の半額措置は終了いたしますが、スポーツ振興及び区民の負担軽減の観点から、新たな施設使用料につきましては、半額措置適用額を現行額として算定したいと考えております。

(7)入場料を徴収する場合の利用料金の設定についてです。文化施設の利用料金の設定方法を参考に、中野区立総合体育館についても、入場料を徴収する場合の利用料金設定を検討していきたいと考えてございます。今回見直しを対象とする予定の施設につきましては、67施設、1,192区分になります。なお、法令等により別途算定する必要があるものや、近隣区の料金設定の状況を勘案する必要があるものについては対象としておりません。

4ページに進んでいただきまして、ただいまご説明いたしました見直しの考え方と、令和3年度の決算数値によって、使用料の試算をいたしました。その結果、4番に書いてあります表のと通りの試算結果となっております。

改定時期につきましては、令和6年7月1日施行を予定しております。今後の予定につきましては、6番のところに記載のとおりですが、節目、節目で議会のほうに報告、その後は教育委員会のほうに検討状況をご報告させていただきまして、併せて意見交換会、パブリック・コメント手続によって、区民、関係団体からもご意見をお聞きしてまいります。関連する条例は令和5年の第4回定例会に提案をしたいと考えております。

報告は以上でございまして。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言ありましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変わかりやすいご説明をありがとうございます。いろいろと値上げが世間的に多い中、大変細やかに工夫をさせていただいて、区民の皆さんが突然の値上がりでびっくりして、施

設を利用しにくくなるということがないように、ご配慮いただけたことが大変ありがたいなと思っております。

ただ1点、教えていただければと思ったのですけれども、見直し案の(5)に関することです。すごく単価の小さいものというのは恐らく子ども料金とか、子どもに関連が深いような気がいたしましたので、お聞きするのですけれども、何か子どもが利用するような、あるいは子ども料金が設定されているような施設で、100円未満のものが100円に統一なので、倍増みたいになってしまう可能性もあるのかと思ったのですが、そのあたりで実際にはこうなるので、子どもの大きな不利益にはならないと思うというような見込みがあれば教えていただければと思います。もし、今突然のことで具体的なことはこれからということであれば、そういったことにも今後ご配慮いただくということで、お願いができればと思いました。

以上です。

資産管理活用課長

ご意見ありがとうございます。先ほど令和3年度の決算数値等ということで試算したところでは、現行、学校開放の温水プールの中学生以下の利用のところで、1時間以内が現行は半額措置の適用の関係で70円という設定がされています。こちらについては100円単位ということになってしまうと、確かに30円値上がりしてしまうということになってきますが、2時間以内のところについて200円ということがあったりとか、そういったところがいろいろ勘案するかと思いますが、ご意見踏まえまして、利用しやすく、10円単位はやめてしまうかもしれないのですが、その中でもわかりやすい仕組みということで考えていきたいと思っております。

伊藤委員

ありがとうございます。ぜひ子どもたちにとってもわかりやすく、値上がりはしたけれど、こういうことで利用が、継続ができるなと思えるようなご工夫をいただければありがたいと存じます。

以上です。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がないようですので、本報告を終了いたします。

ここで資産管理活用課長はご退席いただきたいと思います。ありがとうございました。

(資産管理活用課長 退席)

入野教育長

ここでお諮りをいたします。議決事件「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者の決定」につきましては、人事に関する案件を取り扱うこととなりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ありませんので、非公開と決定いたしました。

それでは傍聴者の方々のご退席の前に事務局から次回の開催について、報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますが、4月21日午前10時から、区役所5階教育委員会室で開催する予定でございます。

以上でございます。

入野教育長

それでは恐れ入りますが、傍聴者の方々にはここで会場の外へご退席をお願いいたします。ありがとうございました。

(傍聴者退席)

(以下、非公開)

(令和5年第26回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分を除き、以下非公開部分を公開)

入野教育長

ここで事務局が準備を行うため、会議を休憩いたします。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時47分)

入野教育長

それでは、再開いたします。

<議決事件>

入野教育長

中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続について、事務局から

説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の選定手続につきまして資料に従いご説明いたします。

今回の候補者の選定は、令和6年度から区立小学校で使用する教科用図書の採択を行うに当たり、中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づき設置します。中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員の候補者及びその補充要員の選定をお願いするものでございます。

この選定調査委員会は、資料1「委員の構成」に記載のとおり、学識経験者から3人以内、区立小学校の校長及び副校長から3人以内、区立小学校の教諭から3人以内、区立小学校に在籍する児童の保護者から3人以内、そして公募による区民から3人以内の委員により構成されます。今回はこのうち、区立小学校に在籍する児童の保護者及び公募による区民について、委員候補者及びその補充要員の選定を行います。具体的には、保護者及び公募区民それぞれ3人の候補者と補欠のための補充要員を4人ずつ選定し、その順位づけをするものです。

また、当該委員の任期ですが、資料2「委員の任期」に記載のとおり、委嘱の日から令和5年8月31日までとなります。

候補者の選定後の手続ですが、選定調査委員会の委員は資料3「委員の資格の制限」に記載のとおり資格制限がございます。したがって、本日選定された候補者については、当該資格要件の確認を行った後、後日、教育委員会において正式に委員として決定をいただくこととなります。その後、選定調査委員会を開催し、7月下旬から8月上旬での教育委員会において、選定調査委員会での調査、研究の結果を報告していただくことを予定しております。この間、教育委員会において、令和6年度使用教科用図書の採択についてのご協議をいただき、7月下旬から8月上旬に採択をいただくというスケジュールで進めていきたいと考えております。

次に、委員の候補者につきましてご説明をいたします。資料の別紙が学識経験者から公募区民までの、予定候補者の一覧でございます。このうち中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者一覧から中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員教諭候補者一覧までにつきましては、指導室にて記載の者を推薦させていただきました。

次に、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員保護者被推薦者一覧でございます。

こちらは3月14日付で区立小学校の校長宛てに児童の保護者の方の推薦依頼を行いました。その結果、一覧に記載の21人の保護者の方につきまして、ご推薦をいただいたものでございます。

最後に、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員区民応募者一覧でございます。こちらは3月6日から3月25日まで、区報等により公募を行い、一覧に記載の13人の区民からご応募をいただいたものでございます。本日は、この一覧に記載されている方々のうちから保護者、公募区民、それぞれについて委員候補者及びその補充要員を決定していただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

入野教育長

ただいまのご説明につきまして、ご発言がありましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補を選出したと思いますので、具体的な選出方法について、事務局から説明をお願いします。

指導室長

委員候補者及び補充要員の具体的な選出方法ですが、こちらのくじを使った抽選による方法でお願いしたいと思います。方法ですが、一覧表の氏名の左側にその方の固有の番号が付されています。この番号が書かれてたくじ棒を人数分箱の中に入れてまして、第一順位者から順に抽選作業を行い、当選者を選出いたします。この方法により児童の保護者と公募区民それぞれについて、委員候補者3人と補充要員4人の方を選出し、事務局から結果報告を行った後、委員候補者及び補充要員として教育委員会の決定をお願いいたします。

抽選は、まず児童の保護者の委員候補者及び補充要員の抽選及び決定を行い、次に公募区民の委員候補者及び補充要員の抽選及び決定を行います。

抽選の作業ですが、本件教科書採択に関わる事務を担当する事務局職員に行かせます。教育委員の方と教育長は、選定作業の際の立会人として立ち会っていただき、本日の抽選が適正に実施されていることの確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

それではここでお諮りいたします。中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者の選定については、ただいま事務局からの説明がありました方法により、実施することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、ただいま事務局から説明がありました説明の方法により、候補者を選定することに決定いたしました。

それでは、ただいまから区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。それでは教育委員の方々には立ち会いをお願いいたします。

事務局は抽選を始めてください。

(抽 選)

入野教育長

それでは事務局からただいまの抽選結果について報告をお願いします。

指導室長

それでは、ただいまの結果のほうを、再度確認させていただきたいと思います。

委員順位 1 番	委員候補者	一覧番号 6 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 4 番	〇〇〇〇さん
3 番	委員候補者	一覧番号 11 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 1 位	一覧番号 16 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 2 位	一覧番号 9 番	〇〇〇〇さん
6 番	補充要員第 3 位	一覧番号 14 番	〇〇〇〇さん
7 番	補充要員第 4 位	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

入野教育長

ここでお諮りをいたします。区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、区立小学校に在籍する児童の保護者に係る委員候補者及び補

充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定いたしました。

続きまして、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽選を行います。教育委員の方々は引き続き立ち会いをお願いいたします。

それでは事務局は、抽選を始めてください。

(抽 選)

入野教育長

それでは事務局からただいまの抽選結果について報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員の抽選結果について報告をさせていただきます。

委員順位 1 番	委員候補者	一覧番号 7 番	〇〇〇〇さん
2 番	委員候補者	一覧番号 12 番	〇〇〇〇さん
3 番	委員候補者	一覧番号 11 番	〇〇〇〇さん
4 番	補充要員第 1 位	一覧番号 1 番	〇〇〇〇さん
5 番	補充要員第 2 位	一覧番号 2 番	〇〇〇〇さん
6 番	補充要員第 3 位	一覧番号 8 番	〇〇〇〇さん
7 番	補充要員第 4 位	一覧番号 3 番	〇〇〇〇さん

以上でございます。

入野教育長

ここでお諮りをいたします。公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、公募による区民に係る委員候補者及び補充要員につきましては、ただいまの抽選結果の報告のとおり決定いたします。

これで中野区立小学校教科用図書を選定調査委員会委員候補者の決定を終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第 13 回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前 11 時 07 分閉会